

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 2 6 号
件 名	新潟県と新潟市の教育職員免許状失効公告、処分の非違行為の公表基準について
要 旨	<p>市の教育委員会が県の教育委員会に実名、事由、年月日、授与権者ほか、教育職員免許状失効届を提出しました。県は市から受理して官報に公表、掲載。しかし、なぜか市の広報課は非公表。市の教育委員会が広報課に未提出、隠していました。非公表の処分基準は、県も市もほぼ同じ文面です。なぜ公表を市は隠す必要があるのか、誰の指示なのか、議事録があるのか。県が公表しているので、もっと具体的に市民に分かりやすい説明が必要。市が県に提出したときに、市はなぜ県に非公表とお願いしなかったのか。市がお願いしても、県は公表したと思います。非公表だと第2、第3の同じような事故が発生する不安があります。被害者が望まなかったのか。人権に配慮、権利利益の侵害で公表にならず非公表なら、今後は同様の事案は全て非公表とすべきです。はっきりと文書化してほしい。教育委員会は、このような事案で広報課に届けず、隠している未公表がいっぱいあるはず。地元マスコミさんが事案について何回も報道している、非常に珍しい（県が公表、市が非公表）。</p> <p>よって以下のことを陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">（次頁につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和7年12月5日 第1項 } 第4項 } 文教経済常任委員会
受 理	令和7年10月6日 第369号

記

- 1 教育委員会は市が提出して県が公表、官報に掲載したら、市の広報課に届出を公表すること。
- 2 曖昧な基準で非公表なら、各部長の意見も聞くこと。
- 3 教育委員会は早急に広報課に資料を提供し、記者クラブに配布すること。
- 4 懲戒免職処分は公表基準を誰もが分かるように文書化すること。